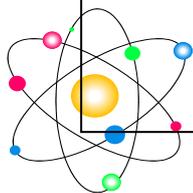




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成21年7月16日)



年金信託部

【厚生年金基金】 基本部分の財政運営の分離に関する パブリックコメント募集

平成21年7月15日付で、厚生労働省から『厚生年金基金の財政運営基準の改正について（案）に関する意見募集』が公開されました。7月29日までの間、一般からの意見を募集しています。

厚生年金基金の財政運営基準の改正について（案）に関する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090102&OBJCD=&GROUP=>

公開されている改正の概要では取扱いが不明である部分も多く、詳細が明らかになり次第ご案内する予定です。

1. 改正の趣旨

現行の財政運営においては、掛金計算の際に基本プラスアルファ部分と代行部分を一体化して計算していることや、数理債務等を計算する際に数理上掛金と異なる掛金を用いていることにより、代行部分とプラスアルファ部分のそれぞれにおいて掛金と給付がバランスしているかどうか分かりづらくなっているといった問題点があり、これを解消するため財政運営基準の改正を実施するものとされています。

なお、当該改正とは別に財政運営の弾力化措置等が実施され(*)、このうち掛金の引上げ猶予については長期運営計画の策定が条件とされていますが、この長期運営計画の主眼は各基金の財政運営上の問題点等を解消することにあるとされています。また、掛金の引上げ猶予を適用する必要がない基金でも、財政運営上の問題点等は解消する必要があり、そういった観点から、財政運営基準そのものを改正し、財政運営上の問題点等の解消を図るものとされています。

(*) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090714pnpasdsm.pdf>

2. 改正の概要

(1) 掛金計算における基本プラスアルファ部分と代行部分の分離

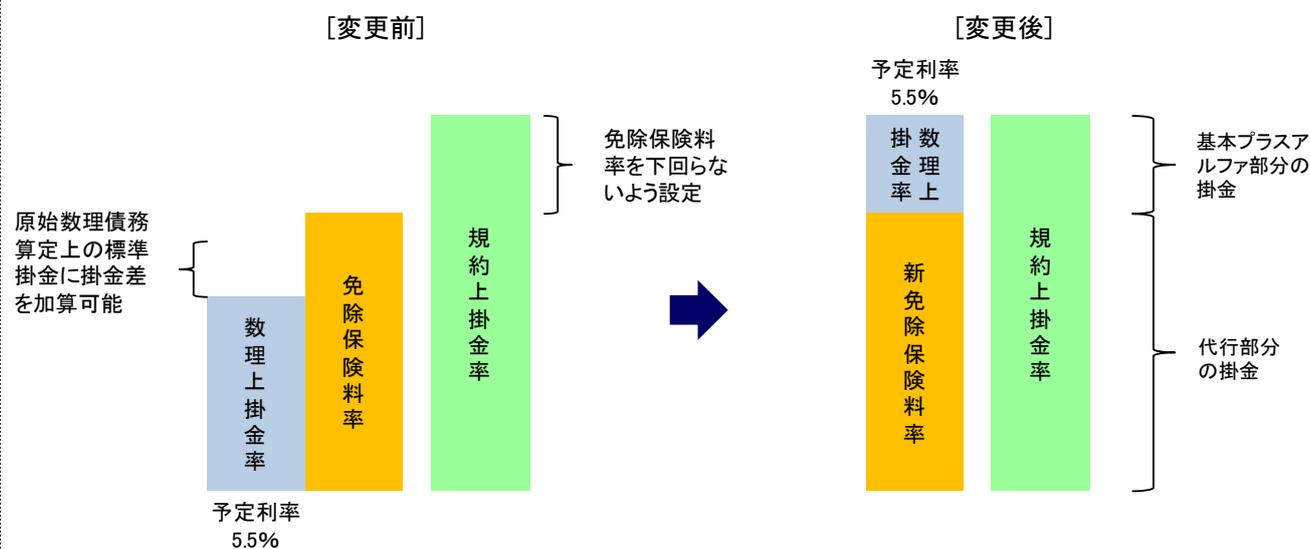
代行部分については財政的に中立化されていることから、基金の独自給付である基本プラスアルファ部分は代行部分と切り離して掛金計算を実施することとされています。

- 代行部分は、免除保険料率を掛金率とする。
- 基本プラスアルファ部分は、基本プラスアルファ部分単独で予定利率を定めて給付現価を算定し、掛金計算を行う。規約上掛金は、原則として数理上掛金を四捨五入したものとする。

(現在の規約上掛金が数理上掛金を四捨五入したものを上回っている場合は、基金の財政上好ましいことであるため、積立上限を超えない範囲においては必ずしも規約上掛金を引上げる必要はないとされている。)

- 加算部分は、従前と同様に加算部分単独で掛金計算を行う。

<取扱い変更の例（基本部分のイメージ）>



(2) 数理債務等を計算する際に使用する掛金

数理債務を計算する際に用いる標準掛金が数理上掛金を上回る場合、標準掛金収入現価が過大となり数理債務が小さくなるため、本来特別掛金により最大 20 年で償却すべき不足が標準掛金により永久償却されることに問題があり、これを解消するための措置が講じられます。（平成 22 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算から適用。）

(3) その他

- 予定死亡率は、平成 21 年 2 月に公表された厚生年金本体の財政検証に準拠したものに変更されます。
- 今回の改正により掛金の引上げが必要となる場合、財政運営の弾力化措置等で示された特例的扱い（掛金引上げ猶予、下方回廊方式）の適用が可能とされています。
- 数理債務や積立上限の定義が修正されます。
- 特別掛金の算定にあたり、基本部分における基本プラスアルファ部分と代行部分の資産配分は、現行の基本部分と加算部分の資産配分方法と同様に合理的に決定することとされています。
- 代行部分の特別掛金の算定に用いる予定利率は、現実的に想定される資産の運用利回りを勘案し、期ズレ解消後の厚生年金本体の実績利回りを上回ることを配慮して決定することとされています。

3. 改正後の財政運営基準の適用時期

決算および財政検証は、平成 21 年度分から改正後の財政運営基準により行われます。

また、財政計算は、平成 21 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算から適用し、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとされています。ただし、

- 2 (2) の改正は、平成 22 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算から適用されます。
- 2 (3) の予定死亡率の改定は、平成 22 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政再計算から適用されます。

4. その他ご参考

厚生年金本体の財政検証が平成 21 年 2 月に公表されたことを受け、平成 22 年 4 月からの免除保険料率が見直されます。

- 新免除保険料率の算定に用いる予定利率は 4.1%、予定死亡率は厚生年金本体の財政検証に準拠したものに變更されます。
- しかしながら、最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回っている基金が大多数であることから、このような基金においては、次の厚生年金本体の財政検証に伴う免除保険料率の見直しまでの間に限り、変更前の免除保険料率と丈比べして高い方を適用することとされています。
- 免除保険料率決定の基となる代行保険料率の算定基準日は平成 21 年 3 月 31 日とし、代行保険料率算定届出書は平成 21 年 12 月 31 日までに地方厚生局へ届出ることとされています。

その他、過去期間代行給付現価や中脱移換現価率等の算定についても、予定利率は 4.1%、予定死亡率は厚生年金本体の財政検証に準拠したものに變更されます。



以上